



団体割引
15%適用

万一の損害賠償にそなえて

団体勤務医師賠償責任保険制度のご案内

NEW

医療上の事故において、対人
1事故につき3億円、期間中
9億円のお引き受けができる
ようになりました。

慶應義塾大学病院を含む
日本国内全ての医療機関で
勤務している際に対象となります。
刑事弁護士費用担保特約条項
(訴訟・調停・示談)が
付いており安心です。



本契約の保険期間は

2022年4月1日(金)午後4時～2023年4月1日(土)午後4時(1年間)

お申込締切日:2022年2月25日(金)

<お問い合わせ先>

取扱代理店

株式会社 慶應学術事業会 勤務医賠担当
〒108-0073 東京都港区三田3丁目2-3 万代三田ビル4階
(義塾内線:22486) Email:hoken@keioae.com
TEL 03-3453-3846 FAX 03-3457-9633

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当課:公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132

慶應義塾大学病院勤務医師の皆様へ

株式会社慶應学術事業会

勤務医師賠償責任保険・団体募集開始のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨今の医療現場では様々なリスクと隣り合わせになっており、勤務する医療機関の賠償責任保険だけでは、最早万全の備えとは言い切れない状況になってきており、個人での賠償責任保険への加入は必須のものと考えています。

医師賠償責任保険は、医療行為によって患者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任が発生した場合に補償する保険です。最近の医療訴訟では、4件に1件の割合で勤務医も被告にされており、高額賠償判決が次々と出されているため、医師賠償責任保険は慶應義塾大学病院勤務医師の皆様にとって必要不可欠な補償であると考えております。

本制度は東京海上日動火災保険（株）を引受保険会社としており、団体スケールメリットを生かした団体割引が適用されます。

また、本制度の取扱代理店である（株）慶應学術事業会は慶應義塾の関連会社であり、皆様のご加入により慶應義塾に様々なメリットが還元され、義塾へのご貢献にも繋がります。

上記の通り多くの付加価値を持つ制度であることから、既に他の制度にご加入の先生方に於かれましても、何卒、本制度へのご加入をご検討頂きます様お願い申し上げます。

末筆ながら、先生方の今後益々のご活躍ご健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

団体勤務医師賠償責任保険の概要

- 慶應義塾大学病院の勤務医師の方であればどなたでもご加入になれます。
- 他の病院へ出向されている先生もご加入になれます。
- 日本国内の全ての医療機関に勤務している際に適用対象となります。

三四会員の先生

お手続きが異なります。

*取扱代理店（慶應学術事業会）へ資料請求ください。

- 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見された場合に、勤務医師の先生方が、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。
- 加入タイプ、支払限度額、保険料につきましてはP4をご確認ください。
- 団体割引が適用されますので、個人でご加入なさるより保険料が割安となります。

■ご注意

勤務医の方が開業される場合には、ご自身の病院・診療所で起きた事故は補償の対象とならない場合があり、別途契約の締結等の手続きが必要となります。お手数ですが、必ず事前に対処代理店までご連絡ください。なお、開業後に医療事業の経営主体が変更される（個人→法人（医療法人）、法人→個人）場合にも別途契約の締結等の変更手続きが必要になりますので、必ず事前に対処代理店までご連絡ください。

各種補償制度と関連

本制度は医療行為によって患者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任が発生した場合に補償される保険です。

慶應義塾大学病院を含め多くの各医療機関に於いて、医療機関として病院賠償責任保険などを手配しておりますが、最近の医療訴訟では、4件に1件の割合で勤務医が被告になる事例が出て来ております。

現在、慶應義塾大学病院を始め、多くの病院で勤務医師個人を対象とする賠償責任保険に加入しておりませんので、本制度により医師個人としての補償を別途手配頂く必要がございます。

また、臨床研究・再生医療に於ける事故については、現在慶應義塾大学病院にて手配している病院賠償責任保険では補償の対象となりません。臨床研究・再生医療に携われる際には、本制度により勤務医師賠償責任保険をご手配頂く必要があります。

支払限度額・保険料(団体割引15%適用)

加入タイプ	対人賠償・支払限度額	自己負担額 (免責金額)	年間保険料
NEW V	1 事故 保険期間中 3 億円 9 億円	0 円	66,390 円
A	1 事故 保険期間中 2 億円 6 億円	0 円	54,800 円
B	1 事故 保険期間中 1 億円 3 億円		43,200 円
C	1 事故 保険期間中 5,000 万円 1.5 億円		30,600 円
D (歯科医師)	1 事故 保険期間中 1 億円 3 億円		5,740 円

全タイプに刑事弁護士費用担保特約条項が付帯されております(支払限度額:500万円)。

(注1) 医師免許をご所有の方はタイプV・A・B・Cからご選択ください。歯科医師免許をご所有の方はタイプDをご選択ください。医師免許と歯科医師免許の両方をご所有の方はタイプV・A・B・Cからご選択ください。

(注2) 上記保険料は、加入者200人以上500人未満の場合の保険料です。本年度募集のご加入者が200人を下回った場合、または500人を上回った場合には、次年度以降、保険料の引き上げ・引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。
※なお、本保険期間中に商品改定があり、団体割引制度に変更が生じた場合には、上記の限りではありません。

保険期間

本契約の保険期間は

2022年4月1日(金)午後4時～2023年4月1日(土)午後4時までの1年間です。

お申込締切日：2022年2月25日(金)

【加入者票について】

2022年5月末頃に院内便または郵送にてお届け致します。

※ご加入後、6月以降になっても加入者証が届かない場合は、お手数ですが、慶應学術事業会までご照会ください。

■ご加入後、住所変更の際はお電話にて変更手続きが出来ますので必ず代理店までご連絡ください。

ご加入方法・保険料お支払い方法

【既に本制度にご加入の先生】

前年と加入内容を変更せずに継続される場合「自動更新」となりますので特段のお手続きは不要です。

変更がございます場合はご所属の慶應大学病院の医局または、別途郵送の団体保険加入依頼書に必要事項を記入の上、返信用封筒にてご提出ください。

団体保険加入依頼書がお手許に届かない場合は、お手数ですが慶應学術事業会までご連絡ください。

【新規ご加入の先生】

■ご加入方法

同封の「慶應義塾大学病院団体保険加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、**院内便もしくは同封の返信用封筒にて慶應学術事業会宛にご提出ください。**

ご契約時にご登録頂く金融機関口座から**5月27日（金）**に保険料相当分をお引き落としさせていただきます。

※保険期間の途中での加入も可能です。途中でのご加入にあたっては、取扱代理店・慶應学術事業会までお問い合わせください。

【ご注意】

*ご登録金融機関口座から6月27日保険料の振替が出来ず、7月末迄にお支払いいただけない場合、ご契約は解除となりますのでくれぐれもご注意ください。

※他社から契約を切り替えた場合、切替時点で未だ証拠保全や訴訟が提起されていないものの、将来トラブルになりそうな案件については、切替前の保険会社に細大漏らさず事故報告を行う等注意が必要な場合がございます。

事故時の連絡先

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 東京海上日動安心110番（事故受付センター）



0120-720-110 (365日・24時間)

補償内容

1. 保険金をお支払いする場合

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見（注）された場合に限りです。

（注）被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

2. お支払いする保険金の種類、お支払い方法

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故（注）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故（注）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥刑事弁護士費用担保特約条項	日本国内で行った医療業務に起因して被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、その刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して、500万円（保険期間中）を限度に保険金をお支払いします。

（注）医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金お支払い事例（実際の賠償裁判事例）

■医師の単純な間違いにより患者が死亡

医師（臨床3年目の後期研修医）が医薬品集の左右のページを見間違い、常用の5倍に相当する量のペナンボックスの投与を指示し、患者は3日連続で投与された。同患者は約10日後に死亡した。判決では、ペナンボックスの過剰投与と死亡との間に相当因果関係を認定するとともに、過剰投与を指示した医師と調剤を行った薬剤師および調剤監査を行った薬剤師の過失を認定し、同医師、調剤および調剤監査を行った薬剤師および勤務する病院に対して連帯して2,365万円を支払うように命じた。

■医師の注意義務違反により患者が肺塞栓を起こし死亡

月経困難症を訴える患者に対して、患者が使用上の注意では投与が忌避される水準の血圧であったにもかかわらず、医師が経口避妊薬（オーソ M21）を処方した。後日、患者は肺塞栓により死亡した。判決では、オーソ M21 を処方した医師の注意義務違反を認定するとともに、同注意義務違反によって患者が死亡したと認定し、医師とクリニックの設置者に対して、連帯して約6,000万円を支払うように命じた。

■当番医および主治医の医師の薬剤投与上の過失と説明義務違反を認定

意識を失って倒れた患者に搬送先の病院にて脳腫瘍が見つかり腫瘍の摘出手術を受けた。手術後、脳腫瘍が再発したため別のクリニックにて治療を受けた。同クリニックで抗てんかん薬ラミクタールの投与を受けたが、同薬剤の使用上の注意には投与量を最初の2週間は1日25mgを隔日に経口投与すべきとされているところ、投与初日から約10日にわたり200mgが投与された。患者は同薬剤の処方後間もなくしてSISおよびTENを発症し、これを原因とする肺炎および肺出血により死亡した。判決では、当番医師および主治医のラミクタール投与上の過失および同薬剤を使用した場合のSJSやTENが発症する可能性や発症した場合の治療方法等に関する説明義務違反を認め、当番医と主治医および病院の開設者に連帯して1,548万円を支払うよう命じた。

保険金をお支払いできない場合

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。詳細は、団体の代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

- (1) 日本国外で行われた医療業務
- (2) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- (4) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
- (5) 所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任
- (6) 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (7) 保険契約者または被保険者の故意
- (8) 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- (9) 被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任
- (10) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (11) 刑事弁護士費用担保特約条項については、対象となる事故にて被保険者が有罪となった場合

等

その他注意事項

＜保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までご照会ください。（ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご加入の際のご注意

＜告知義務＞

加入依頼書に★または☆が付された事項はご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実が記載されていない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

＜通知義務＞

ご加入後に、加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、ご加入者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。（賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。）

＜先取特権について＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

※このパンフレットは、医師賠償責任保険の概要をご紹介します。保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他この保険のくわしい内容は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款をご覧ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者の方が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明頂きますようお願い致します。

※この保険は学校法人慶應義塾を被保険者とし、慶應義塾大学病院勤務医等を被保険者とする団体勤務医師賠償責任保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は学校法人慶應義塾が有します。

＜重大事由による解除について＞

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合

等

保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③ご加入者の加入部分^{*1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{*1}について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。ご加入者の加入部分^{*1}を解除することがありますのでご注意ください。

*1ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570 - 022808 <通話料有料>



IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）